○八峰町条件付き一般競争入札実施要綱

|  |
| --- |
| (平成20年10月1日告示第50号) |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改正 | 平成27年3月30日告示第30号 | 平成28年3月30日告示第33号 |
|  |  |  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この告示は、町が発注する建設工事について、条件付き一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条　条件付き一般競争入札の適用対象工事は、八峰町建設工事入札制度実施要綱（平成18年八峰町告示第43号。以下｢入札制度実施要綱｣という。）別表第2に掲げる工事のうち、入札に付するものとする。

2　契約担当者は、前項の適用対象工事が災害その他の理由により緊急を要する工事その他特殊な工事であって条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

(入札の公告)

第3条　条件付き一般競争入札の公告は、その入札期日の前日から起算して10日前に、町広報又は新聞への掲載、掲示その他の方法によるものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。

2　前項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　入札に付する事項

(2)　契約事項に示す場所及び日時

(3)　入札執行の場所及び日時

(4)　入札保証金に関する事項

(5)　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(6)　前各号に定めるほか必要と認める事項

3　建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定に係わらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間によるものとする。

(入札参加資格)

第4条　入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下｢入札参加資格｣という。）は、次のとおりとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

(3)　当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

(4)　入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、八峰町建設工事入札参加者指名停止基準（平成18年3月27日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6)　八峰町税、国税及び県税に滞納がない者並びに社会保険に加入しかつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

2　契約担当者が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。

(1)　建設業法第3条に規定する営業所の所在地

(2)　当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可

(3)　当該工事と同種の工事の施工実績

(4)　当該工事における配置予定技術者の資格及び工事経歴

(5)　当該工事に対応する工種に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出される直近の総合評定値

(6)　その他当該工事に関して必要と認められる事項

3　特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、八峰町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成18年八峰町告示第45号。以下｢JV取扱要綱｣という。）に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

(入札参加資格の決定)

第5条　工事ごとに定める前条の入札参加資格は、入札制度実施要綱に定めるところにより、資格審査委員会の審議を経て決定する。

(設計書等の閲覧等)

第6条　仕様書、図面、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計書等」という。）の閲覧、貸出等により行う。

2　設計書等に対する質問は、書面により所定の期間内に契約担当者へ提出するものとする。また、回答は所定の期日まで書面により行うものとする。

3　現場説明会は、原則として行わない。

(入札参加資格の確認申請)

第7条　契約担当者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類（第2号から第6号に規定する書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

(1)　競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2)　建設業許可通知書の写し

(3)　直近の総合評定値通知書の写し

(4)　同種工事の施工実績（様式第2号）及びその添付書類

(5)　配置予定技術者の資格・工事経歴等（様式第3号）及びその添付書類

(6)　その他契約担当者が特に必要と認める資料

2　前項の確認申請書等は書面により提出させるものとする。

3　特定建設工事共同企業体に発注する工事にあっては、第1項の確認申請書等のほか、JV取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「JV申請書等」という。）を提出させるものとする。

4　確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

(入札保証金)

第8条　契約担当者は、入札前に、現金又は八峰町財務規則（平成18年八峰町規則第45号。以下「規則」という。）で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　入札参加者が過去2年間に、町、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(見積内訳明細書の提出)

第9条　契約担当者は、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

2　前項の見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書等に記載しなければならない。

(入札の執行)

第10条　入札は、入札執行時間に達したとき入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。

2　代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。

3　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4　入札書の金額については、契約希望金額から消費税相当額を差し引いた金額を記載させるものとする。

5　入札執行回数は、1回とする。（ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては2回までとする。）

6　開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第11条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者のした入札

(2)　開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3)　同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4)　同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5)　談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6)　金額その他入札記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で確認できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7)　委任状を持参しない代理人のした入札

(8)　記名押印を欠く入札

(9)　見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札

ア　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

イ　建設工事の件名の記載がないもの

ウ　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの

エ　入札金額の内訳の記載がないもの

(10)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

第12条　予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、八峰町建設工事等指名競争入札事務取扱要領（平成18年八峰町訓令第35号。以下「取扱要領」という。）に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2　契約担当者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、資格審査委員会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3　前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、契約担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1)　落札候補者が入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2)　落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

4　第2項において落札候補者が入札参加資格を有していないことと決定された場合であって次条に定める手続きを経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

5　落札者が決定するまで、前3項の手順を繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

第13条　前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第4号）を速やかに通知する。

2　前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（八峰町の休日を定める条例（平成18年八峰町条例第3号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。

3　前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の資格審査委員会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

4　前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

5　第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の書類提出等)

第14条　落札者を決定するときは、契約担当者は、落札者に対し、八峰町税、国税及び県税並びに社会保険料に滞納がないことを証する書面を提出させるものとする。

2　落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

3　前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

4　前2項については、公告において明らかにするものとする。

(その他)

第15条　本告示に定めのない事項については、別に定める。

2　総合評価落札方式試行要綱（平成19年8月3日告示第37号）に基づき総合評価落札方式を適用して条件付き一般競争入札を実施する場合における入札参加資格の確認、技術提案等の審査及び落札者の決定の手続については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附　則(平成27年3月30日告示第30号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月30日告示第33号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

競争入札参加資格確認申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

同種工事の施工実績

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

[別紙参照]

様式第4号(第13条関係)

競争入札参加資格確認結果通知書

[別紙参照]